



空家現地調査にご協力をお願いします

町では、平成27年に空家調査を実施し、空家台帳の整理や空家等対策協議会を設立し、大きな社会問題となりつつある「空家問題」に取り組んでいます。

本年度は、空家等対策計画を策定し、空家の抑制や除却、有効活用などの施策や支援について、町の方針や対策を定めることとしています。

本年7月号の広報でお伝えしましたとおり、7月から9月には、自治会にご協力をいただき、空家等実態調査を行い、4,45戸（前回調査時3,87戸）の存在を改めて確認しました。

今月からは、町が委託しました専門調査員による空家の現地調査を実施します。近隣の皆さんには、調査員が空家についてお尋ねすることがありますが、差し障りのない範囲での情報提供にご協力をお願いします。

なお、調査員は、町証明の調査員証を携帯しています。ご不審な場合には、調査員証の提示を求めています。どうか、次の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

調査期間

11月から12月

調査方法

町が委託した専門調査員による外観調査および写真撮影、聞き取り調査

問い合わせ

建設課 都市計画係

☎ 45・31111（内線268）

空き家の管理や処分に関する無料相談

お持ちの空き家の管理や処分に関してお困りではありませんか。お気軽に「空き家・すまい総合相談室」までご相談ください。

相談は電話による事前予約制です。

受付時間

午前9時～午後5時 ※土日祝除く

申し込み・問い合わせ

岐阜県空家等対策協議会

☎ 0584・81・8511

〒503-0807

大垣市今宿6-52-18

「ワークショップ24」6階

岐阜県住宅供給公社内



空き家、そのままにしたらアカンよ!!



樹木の伐採などにご協力ください

道路や歩道への木や竹の張り出しなどにより通行の妨げとなっていることが原因で、自動車や歩行者に事故が発生した場合、その木や竹の所有者が責任を問われること（※）があります。

こうした事故を防ぐため、所有者の皆さんには事前に樹木の伐採や枝打ちなどのご協力をお願いします。

（※）民法第717条（土地の工作物の占有者及び所有者の責任）および道路法第43条（道路に関する禁止行為）

注意箇所の具体例

- ・ 道路や歩道へ木や竹などが張り出している。
- ・ 枯れ木や竹、折れ木や竹などにより通行に障害がある。（または、その恐れがある）
- ・ 竹木の繁茂による通行に障害がある。（または、その恐れがある）

作業時の注意事項

- ・ 電線や電話線がある箇所の作業は、危険なため、事前に最寄りの電力事業者または通信事業者にご相談ください。
- ・ 作業にあたっては、通行する車両、自転車および歩行者の安全確保、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。

樹木の伐採に関する補助制度

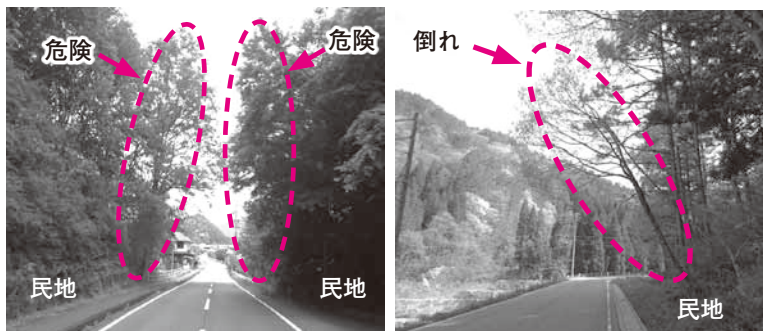
県が管理する道路のうち、緊急輸送道路または孤立予想集落に通じる道

問い合わせ

揖斐土木事務所 施設管理課

☎ 23・11111

路沿いの民有地が対象となります。



訂正とお詫び

10月号に掲載した「国民体育大会出場！」の写真に誤りがありました。正しくは、「インターハイ結果報告」令和元年度全国高等学校総合体育大会での優勝写真です。訂正して深くお詫び申し上げます。